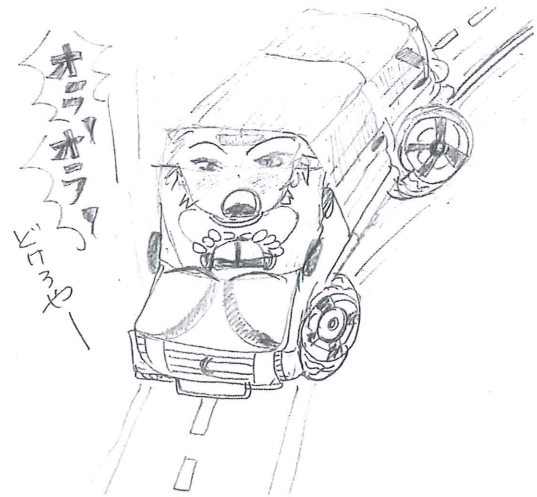


旅立ち

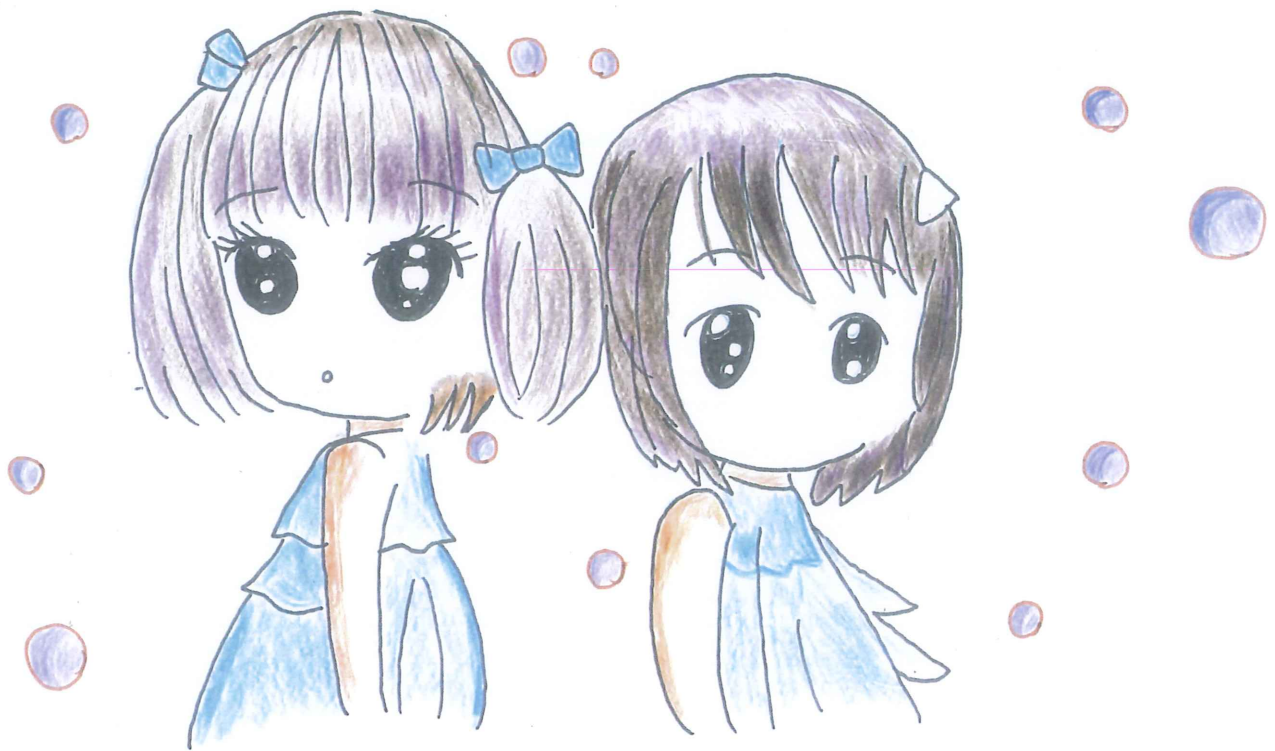
社会福祉法人しらとり会
当事者通信 (NO. 119)
令和 7 (2025) 年10月 1 発行

今月は、5名の方からの投稿です。



又、よくゼミで飲み会に参加していました。60人もいるゼミで内部進学の同志社女子高校卒の子やノートルダム女子高校卒の子や姫路西高校卒の女子大生がいました。今となって振り返れば、僕が統合失調症になる前の青春のいい時期でした。3年次の春に今出川から修学院へ引っ越して、50ccの原付きで春から秋まで通学していました。冬は寒かったので電車を利用していました。そして、A君は大手の電機メーカーへ就職し、N教授は京大の院、Y教授は北大の院へ進学されました。

(Y.Y.)



リトルミー

- 現在認知症は3人に1人が罹患する。
- 認知症は精神疾患ではないから後見制度は使えない。
- 法律学者の中にもものの本にも間違っているものがある。
- 法定後見が精神上の障害なら任意後見も自ずから精神上の障害と言える。
- そして精神疾患では昔の禁治産、準禁治産は外されているから後見人等も財産管理はできないはずなのに精神保健福祉法の一般法である民法の中で喧嘩している。
- 一般法が特別法を否定しているので法解釈を根底から崩している事になる。
- 認知症患者の財産管理は法規範上できないので民法改正必要。

(加藤忠男)

【投稿の募集】

投稿記事は、オリジナルのイラスト、投稿者の思いです。
読んでいただいた方からのご感想をお寄せください。また、利用者の皆様からの投稿をお待ちしています。
次回の締切は、10月15日(水)です。